

## 『高等教育開発』査読についての内規

2021年8月10日改訂

この内規は、『高等教育開発』編集委員会規程第6条に基づく原稿の査読について実施上必要な事項を定める。

### 1. 査読者の決定

1-1.査読者については、編集委員会が原稿ごとに適任者を選定する。なお、編集委員の中から筆頭査読者を1名選定する。

1-2.査読者の人数は論文等の区分に応じ、次のとおりとする。

- ①「論文」 2名
- ②「報告」 1名
- ③「その他」点検1名

1-3.原稿ごとの査読者の氏名は編集委員会外では匿名とする。

### 2. 査読の実施

2-1.査読者は論文の種別に応じ、各観点に基づいて行われた評価を参考に、次に示す査読結果のいずれに当たるかを決定する。

- A. 採録
- B. 修正採録
- C. 修正再査読
- D. 不採録

#### 2-2.査読観点

- ①有用性（得られた知見が高等教育開発の実践や研究の発展に有益であること）
- ②課題設定（先行研究を踏まえ、研究課題を設定していること）
- ③明快性（設定した課題と結論が対応しており、適切な研究方法が選択されていること）
- ④形式（投稿要領が遵守されており、文章が明快であること）

2-3.査読者は査読結果と投稿原稿の優れている点および改善を要する点を所定の様式にまとめ、編集委員会に提出する。

2-4.筆頭査読者は、他の査読者と協議の上、査読結果を総合し、各原稿について「採録」「修正採録」「修正再査読」「不採録」の4段階による採否判定を行う。

### 3. 採否判定の通知

3-1.編集委員長は、採否判定を投稿者に通知する。その際、査読者からの査読結果とコメントを合わせて投稿者に知らせるものとする。なお、通知文書は筆頭査読者が作成する。

3-2.「修正採録」の判定を受け取った投稿者は、査読コメントにそって修正を行った上で返送する。返送された原稿は、当初の査読者によって適切な修正が行われていることを確認の上、「採録」とする。

3-3.「修正再査読」の判定を受け取った投稿者は、査読コメントにそって修正投稿を行うことができ、修正投稿された原稿は、当初の査読者により再査読される。筆頭査読者は、他の査読者と協議の上、再度「採録」「修正採録」「修正再査読」「不採録」の最終採否判定を行う。最終採否判定結果は、編集委員長から投稿者に通知する。

### 4. 査読内規の変更

この内規の変更は、編集委員会が行うものとする。